

令和3年（行ウ）第277号

原告 フロントラインプレス合同会社

被告 国

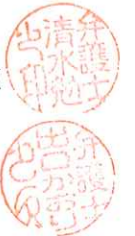
第2準備書面

2022年（令和4年）12月9日

東京地方裁判所民事第2部Dc係 御 中

原告訴訟代理人弁護士 清 水 勉

同 弁護士 出 口 かおり



第7回口頭弁論調書添付の別紙の書式について、意見を述べる。

1 1号前段・後段の区別が必要である

第7回口頭弁論調書添付の別紙を踏まえて被告において不開示事由の主張を整理する場合は、「1号個人識別」について、1号前段「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）」に該当するのか、同号後段「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するのかを分けられたい。

2 公務員の氏名について

- (1) 行政機関における公務員の氏名は、平成17年8月3日「情報公開に関する連絡会議申合せ」（甲20）に基づき、原則として情報公開法5条1号ただし

書イに該当するものとして公開するという統一方針が出されている。そこで、「1号個人識別」を理由とする不開示部分について、当該部分に公務員の氏名が含まれるか否かを明らかにされたい。

- (2) その上でさらに、被告が、公務員の氏名について「1号個人識別」による不開示を主張する場合は、前記申合せ（甲20）に基づき、「特段の支障の生ずるおそれがある場合」すなわち「①氏名を公にすることにより、情報公開法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合」にあたるのか、あるいは「②氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合」にあたるのかを明らかにされたい。
- (3) 前記①にあたりと主張する理由が5号の場合は、「5号率直中立棄損」「5号国民混乱」「5号特定者不利益」のいずれであるかを、6号の場合は「原因究明困難」かそれ以外の理由であるかについても明らかにされたい。

以上